

第7次山形県保健医療計画 中間見直しの概要について

1 保健医療計画の概要

- 山形県保健医療計画は、医療法30条の4の規定により、都道府県が定める医療計画であり、本県の保健・医療に関する施策の基本指針となるもの。
- 同法第30条の6の規定により、保健医療計画は3年毎に調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとされており、このたび現行計画の中間見直しを実施するもの。

＜計画期間＞平成30年度～令和5年度の6年間

＜保健医療計画の主な記載事項＞

- ・保健医療圏の設定、基準病床数の算定
- ・地域医療構想
- ・5疾病、5事業及び在宅医療に関する事項
- ・医師等の確保に関する事項
- ・外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

2 見直しの趣旨

- 第7次山形県保健医療計画の策定後（平成30年3月）の関連する各種計画の策定や見直しなど、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、主に「脳卒中」、「心筋梗塞等の心血管疾患」、「在宅医療」及び「感染症対策」に関する施策や数値目標等の見直しを行う。

＜今回の見直しで整合性を図る主な計画＞

- ・「山形県外来医療計画」（令和2年7月）
- ・「健康やまがた安心プラン（山形県循環器病対策推進計画）」（今年度策定予定）
- ・「第6期山形県障がい福祉計画」（令和3年3月）
- ・「やまがた長寿安心プラン（第8次山形県介護保険事業支援計画）」（令和3年3月）
- ・「山形県医師確保計画」（令和2年7月）

3 見直しの主なポイント

（1）県民の視点に立った医療提供体制の整備

外来医療提供体制の確保

《目指すべき方向と施策》

- 外来医療機能（初期救急、在宅医療、公衆衛生）の不足を解消するため、二次保健医療圏ごとに関係者と現状や課題を共有したうえで、役割分担や連携について議論し、各地域で必要な外来医療機能を確保。

（2）疾病・事業ごとの医療連携体制の整備（5疾病・5事業）

脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患対策の推進



循環器病対策を総合的に推進することを目的とした「循環器病対策基本法」に基づき策定する「山形県循環器病対策推進計画」と一体的な取組を推進するため、新たな施策等を追加。

《目指すべき方向と施策》

- 健康づくりの関係者と連携し、減塩食品を普及させる取組や受動喫煙防止対策の推進など、県民の健康を支える社会環境の整備を推進。
- より迅速かつ適切に搬送可能な救急搬送体制の高度化を図るため、救急現場から医療機関に詳細な心電図を伝送するシステムの導入促進や救急救命士及び通信指令員の養成・再教育を推進。
- 急性期、回復期、慢性期から在宅に至るまで、地域連携クリティカルパス等の活用による、切れ目のない医療連携体制を充実強化。
- 循環器病の専門知識を有する認定看護師、心不全療養指導士、心臓リハビリテーション指導士などの多職種人材を育成。

多様な精神疾患に対応した精神科医療体制の構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアの構築を推進するため、数値目標を見直し。

《数値目標》

- 入院後1年時点の退院率：現状（H29）91.7% → 目標（R5）92%以上
- 退院後1年以内の地域における平均生活日数：現状（H28）304日 → 目標（R5）316日

（3）保健・医療・福祉の総合的な取組

障がい者保健医療福祉の推進

《目指すべき方向と施策》 医療的ケア児及びその家族に対する支援を追加。

- 医療的ケア児等コーディネーターなど支援人材の養成、小児在宅医療やレスパイト（一時預かり）など家族への支援体制整備、看護師等の特別支援学校等への配置などによる教育環境を充実。

（4）在宅医療の推進

在宅医療提供体制の整備

第8次山形県介護保険事業支援計画との整合性を図るため、在宅医療と介護施設の追加的需要を再推計し、数値目標に反映するとともに新たな施策等を追加。また、在宅歯科医療の推進を図るため、新たに数値目標等を追加。

《目指すべき方向と施策》

- 機能強化型在宅療養支援診療所など、在宅医療に積極的に取り組む医療機関を支援。
- 在宅歯科診療体制の構築のため、地域との関係者と連携・協働する取組を推進。
- 訪問看護総合支援センターを設置し、訪問看護サービス提供体制の充実、在宅医療に携わる看護師の確保、訪問看護師が介在したオンライン診療の取組などを支援。
- 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）に対する理解を促進。



《数値目標》

- 訪問診療の実施件数：現状（H29）8,893件/月 → 目標（R5）9,671件/月
- 訪問歯科診療件数：現状（R2）893件/月 → 目標（R5）1,250件/月



（5）その他の医療機能の整備

感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興・再興感染症対策に関する取組を追加。
※ 医療法の改正により次期保健医療計画（令和6年度～）から「新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項」が6事業目として追加。引き続き、検討を進めていく。

《目指すべき方向と施策》

- 感染症指定医療機関のほか、一般の医療機関も含め、感染症患者対応に必要な設備を整えた入院病床の確保など医療提供体制を整備。
- 感染拡大時の保健所機能を維持・強化、地域との関係団体と連携し速やかに医療につなぐ体制を構築。
- 衛生研究所の検査機能を維持・強化、地域の医療機関や民間検査機関も含めた検査体制を強化。
- 感染症発生に備えた平時からの専門的知識を有する人材の育成やネットワークを強化。



（6）保健医療従事者の確保と資質の向上

医師

《数値目標》 「山形県医師確保計画」における目標医師数を数値目標として設定。

- 医療施設従事医師数：現状（H30）2,463人 → 目標（R5）2,523人

保健師、助産師、看護師等

《数値目標》 「山形県看護職員需給推計」における目標看護職員数を数値目標として設定。

- 看護職員の従事者数（実人員）：現状（H30）15,470人 → 目標（R7）16,768人以上